

消費税率引上げに伴う使用料・手数料の改定について

1. これまでの経過

本市の使用料・手数料（以下：使用料等）については、合併後の平成 20 年度に見直しを行っている。

原則 3 年毎に実施することとしていたが、東日本大震災の影響により平成 23 年度の原価見直し等を行っていない状況である。

前回の消費税率引上げ時（平成 26 年 4 月 1 日）については、被災市民の負担を最小限に止めることを理由に、企業会計等のみ消費増税分の反映を実施。

2. 今回の見直し本方について

消費税率引上げに伴う使用料等の改定については、市の施設の維持管理等に係る費用における税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが求められおり、また、使用料そのものについても、本来であれば定期的にコストと受益者負担割合の検証に基づいた見直しを行うべきものである。

しかし、本市が依然として東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興期にあることや、避難指示解除後の帰還促進の課題などを踏まえ、市民への新たな負担を求めることは、必要最小限にとどめるものとする。

本趣旨を踏まえ、消費税率引上げ（令和元年 10 月 1 日）以後に係る使用料等の額及び税負担の転嫁の考え方は次のとおりとする。

総額表示方式の例に準じて定める使用料等の場合

使用料等：現行料金額（条例で定める額）と同額

転嫁の考え方：消費税率引き上げ後の使用料等に係る本体及び消費税相当の構成は、現行の料金額にそれぞれ 100/110 と 10/110 を乗じて得た額とする。

外税表示方式の例に準じ定める使用料等の場合

使用料等：使用料に消費税の税率として乗じていた「100分の108」を「100分の110」とする。

3 . 改正が必要な例規

南相馬市公共物管理条例

南相馬市行政財産使用料条例

南相馬市都市公園条例

南相馬市道路占用料徴収条例

南相馬市準用河川流水占用料等徴収条例

南相馬市簡易水道条例

南相馬市下水道条例

南相馬市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

南相馬市給水条例

南相馬市病院事業使用料及び手数料条例

南相馬市工業用水道事業条例

南相馬市工業用水道事業条例施行規程